

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第3号

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の 属する執行 機関等	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の 属する執行 機関等	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市企業立地 促進審査会	企業立地促進補助金の交付等に関して 調査審議すること。		飯塚市企業立地 促進審査会	企業立地促進補助金の交付等に関して 調査審議すること。
	飯塚市中小企業 成長支援補助金 審査会	中小企業成長支援補助金の交付等に関 して調査審議すること。		飯塚市新産業創 出支援事業補助 金審査会	新産業創出支援事業補助金の交付等に関 して調査審議すること。
	飯塚市中小企業 融資制度審議会	中小企業融資制度の運用等に関して調 査審議すること。		飯塚市販路開拓 支援補助金審査 会	販路開拓支援補助金の交付等に関して 調査審議すること。
	(略)	(略)		(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)

企業管理者 (略)	(略)
-----------	-----

企業管理者 (略)	(略)
-----------	-----

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。